

令和3年9月21日

保護者の皆様
生徒のみなさん

南会津高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（お願い）

仲秋の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、9月17日に県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議が開催され、9月20日（月）をもって福島県独自対策を解除し、同月21日（火）から感染拡大防止のための基本対策がとられることが発表されました。このことを受け、本校では県教育委員会からの通知に従い、下記のとおり対応しますのでご協力をお願いします。

記

1 令和3年9月21日（火）から同月30日（木）までの対応について

（1）感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、徐々に実施します。

- ・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク
- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・生徒同士が近距離で活動する実験や観察
- ・室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動
- ・生徒同士が近距離で活動する調理実習
- ・生徒同士が密集する運動や近距離で組み合ったりする運動

（2）宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止します。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とします。

（3）練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで、感染リスクの低い活動から徐々に実施します。

（4）上記期間中は、生徒の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続します。

（5）感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより、都道府県をまたぐ不要不急の往来は控えてください。ただし、全国大会や進路に係る活動など、やむを得ない事情により往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底してください。

2 令和3年10月1日（金）以降の対応について

（1）感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、実施を可能にします。

（2）宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで実施を可能とします。ただし、実施に当たっては、（3）に留意します。

（3）感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより、都道府県をまたぐ不要不急の往来は控えます。ただし、学校行事については①～③のとおりとします。

①修学旅行は、その教育的意義に鑑み、都道府県をまたぐ往来を可能とします。（感染拡大地域を除く）

②全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め、都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来後2週間の健康観察を徹底してください。

③宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、感染拡大地域を除く県内で実施します。

（4）生徒に発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養してください。この場合、出席停止扱いとします。

（問い合わせ先 教頭 電話0241-73-2221）